

## 山海の郷紀勢飲食室「営業条件・管理条件」

## 1. 営業内容に関する条件について

## ①営業日・営業時間

基本的に山海の郷営業日・時間に従って営業してください。

年間開館日数 : 315日程度

開館時間 : 10:00~18:00(毎週火曜日定休) ※祝日の場合は翌日

※飲食室の営業時間は、原則開館時間内で設定してください。

## ②実施体制

- ・公共施設での業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで業務にあたり、利用者に対して誠意ある接客対応を行ってください。
- ・利用者からの要望、クレームに対しては誠意を持って対応し、重要な内容とその対応状況は役場商工観光課に報告してください。
- ・従業員の地元雇用や地元食材等の使用など、地域貢献に配慮してください。
- ・万一事故が発生した場合、事業者(賃借人)の責任において速やかに対応できるよう安全管理を行ってください。

## ③飲食店営業等の許可等の取得

- ・飲食店営業等に関して必要な許可等は、事業者(賃借人)が取得し、役場商工観光課に報告してください。なお、これに必要な費用は事業者(賃借人)が負担してください。

## ④山海の郷運営組合への加入

- ・事業者(賃借人)は、山海の郷運営組合に加入することとし、組合から求められた賦課金等に応じてください。

## ⑤再委託の禁止

- ・事業者(賃借人)は、賃貸借契約に基づく全部または一部について、第三者に譲渡、転貸または担保に供する等、一切の行為をすることはできません。また、第三者への再委託による運営も禁止とします。

## ⑥契約満了・解除時の留意事項

- ・事業者(賃借人)は、賃貸借契約が終了したときは、自己の費用により原則、原状回復してください。(契約解除の場合も同様)
- ・事業者(賃借人)は、造作、什器、機器等の買取並びに、必要費及び有益費の償還等の請求を行うことはできません。(契約解除の場合も同様)
- ・契約終了、契約解除の際は、次の事業者への引継ぎに全面的に協力してください。

## ⑦損害賠償

- ・事業者（賃借人）は、業務の遂行にあたって、第三者または町に損害を与えた場合、事業者（賃借人）の責任において賠償しなければなりません。
- ・保健所、消防署等の行政指導により、町が事業者（賃借人）に対して業務の停止を命じた時は、事業者（賃借人）は、直ちに從ってください。また、事業者（賃借人）は、その結果生じる損害の賠償、その他一切の請求をすることはできません。
- ・事業者（賃借人）は、生産物賠償責任保険等に加入し、当該保険証書の写しを町に提出してください。

## ⑧その他

- ・飲食物等のメニュー、価格を改定する場合は、町に報告してください。
- ・施錠管理は町から指示した方法によることとします。
- ・営業に伴い排出されるごみは、事業者（賃借人）の責任において事業系一般廃棄物として適正に処理してください。
- ・施設内は全面禁煙です。
- ・新型コロナウイルス感染症等による国、県、町からの営業に関する制限等があった場合は、その指示に從ってください。
- ・その他、営業に際し必要な事項が発生した場合は、その都度町と協議すること。

## 2. 管理・使用に関する条件について

### ①使用料

飲 食 室	74.1 m <sup>2</sup> × 200 円/月 = 14,820 円	月額 1 m <sup>2</sup> 当り 200 円
電 気 代	約 35,000 円/月	電気代は面積等で按分した額、ガス代、水道料金は使用した分の金額
ガ ス 代		
水 道 料 金		

毎月 25 日までに町が発行する納入通知書により、納入してください。

### ③備品等調達・修繕費用

- ・施設内に新たに設置する厨房機器、照明等設備、業務に必要な用度品に関する費用は、事業者（賃借人）の負担とします。
- ・当初から備え付けされた設備、備品等は契約前に修繕、更新を町で対応し、契約後の維持管理、修繕費用については消防用設備を除き事業者（賃借人）の負担とします。但し、施設等の大規模修繕等については別途協議とします。
- ・施設内の改修等を希望される場合は、事前に町と協議してください。

#### ④経費負担区分

- ・以下については、事業者（賃借人）負担とします。
- ア. 光熱水費（電気・ガス・水道料金 面積按分）
- イ. 浄化槽保守点検費用、施設警備保障費（面積按分）
- ウ. 廃棄物処理費（事業系一般廃棄物）
- エ. 店内・厨房等の消毒費（害虫・ネズミ駆除費用等）
- オ. 消耗品費、電話料金等
- カ. 営業に必要な什器、備品等の調達費用
- キ. 内装等の費用

#### ⑤施設内修繕について

- ・施設内は、必要範囲内で事前に町負担により修繕、機器等の更新を行います。
- ・事前修繕、機器等更新については、賃借人候補者決定後、賃借人候補者と協議して行うこととします。

#### ⑥その他

- ・毎月の売上金、利用者数等を町に報告してください。